

## 『W light』規約

甲と乙とは、甲が乙のために行う営業代行に関して、次の通り契約（以下「本契約」という）を締結します。

甲	住所 : 東京都千代田区丸の内1-8-3丸の内トラストタワー本館 20階 会社名 : ラフ・メイカー株式会社 氏名 : 代表取締役 田口 恭平
乙	住所 : 会社名 : 氏名 :
契約締結日	
特記事項	

### 第1条 規定

#### 【商材の制限】

本契約は、1事業1アカウント制を採用します。乙が異なる複数事業の登録を希望する場合、乙は2アカウント以上持つこととなり、登録料等本契約に基づき発生する料金は各アカウントで発生します。

※契約期間中の事業変更は原則できませんが、諸事情により、変更がある場合は、承りますので、ご相談ください。

#### 【登録内容の変更】

オフィス移転などの理由により、乙に関し、当該規約や弊社登録時に記載する登録届への記載内容に相違が生じた場合は乙から甲に対して、速やかに報告するものとします。

※例：住所や電話番号等の変更

### 【旧字体の扱いについて】

甲はインターネットサービスを用いたサービス提供を行うにあたり、システム上の手続きやマッチング時の会員様同士の検索を迅速にご対応頂くことを目的とし、乙の名前に旧字体が含まれる場合は、略字体へ変更を行い登録及び使用するものとします。

例) 渡邊⇒渡辺、齋藤⇒齊藤

### 【メッセージの送信について】

乙は甲との連絡ツールは、原則ラインワークスのメッセージ機能を用いて連携を図るものとします。メッセージの送信については、担当者に限らず、甲のスタッフが代理で行う場合があります。また、“ラフメイカーマスター”による管理アカウントで代理返信やご案内メッセージ等を送信する可能性があることを、乙は予め容認するものとします。

### 【乙の退職、事業の終了等の場合の本契約の継続】

乙が、法人ないし個人事業主等でなく、法人ないし個人事業主等の従業員である場合、乙の異動・退職によっても、本契約は終了せず、継続することができます。ただし、乙の法人、個人事業主等の他の従業員への権利譲渡、契約者の変更はできません。次の転職先等における事業において、弊社サービスをご利用ください。

乙が、法人ないし個人事業主等であり、乙が当該事業を終了した場合も、本契約は終了せず、継続します。他の法人、個人事業主等への権利譲渡、契約者の変更もできません。ただし、乙が、他の事業において、サービスを継続することは可能なものとします。

### 【お客様間のトラブルについて】

乙と甲からの紹介先間のトラブルに関しては、当事者間で処理するものとし、甲は当該トラブルについて、一切関知せず責任を負いません。ただし、甲に当該トラブルの直接的な原因がある場合は、トラブルの解決に甲も関与するものとします。

### 【個人情報について】

甲は、保有する個人情報に関して適用される日本国法令、その他規範を遵守し、お客様の情報を適切に管理いたします。個人情報担当窓口は下記の通りです。

Mail: kojinyoho@laugh-maker.jp

### 【情報の開示について】

当該サービスにおいて知り得た他の会員の個人情報については、当事者の許可なく情報公

開することを一切禁止とする。また、イベント時で撮影した写真や動画を SNS 及び掲示板への投稿する場合、当事者各人へ乙が許可を取るものとします。

万が一 SNS のタグ付等で、許可無く乙が上記事項に反し、プライバシーを侵害することでトラブルが生じた際は、甲は一切関与しないものとします。

### 【営業時間】

営業時間は平日 9 時～17 時半です。

平日 17 時半以降、又土日祝日に頂戴したメッセージやお電話の対応は、翌営業日となりますので、予めご了承ください。ただし、甲のスタッフより上記以外の時間帯にご連絡を差し上げることもございます。

※夏季及び冬期休暇時も同様とし、年度で変動がございますので、予めご了承ください。

## 第 2 条 クライアント条件

### 【提供サービスの質の確保について】

乙は甲からの信頼関係における紹介のもと、甲経由の成約者に対して、上質なサービスの提供に努めます。

※甲が紹介した乙のサービス利用者からのクレームが甲に入り、乙に対してのサービス改善の要求などに誠意をもって、ご対応頂けない場合は、本サービスの利用を停止させて頂くものとします。

### 【当該サービスにおける対象外職種について】

(1) MLM に該当するネットワークビジネス

※ただし、物販のみであれば可能とします。

(2) 甲のリソースから、売上アップサポートが著しく、難しいと判断した商材。

※上記(1)～(2)に該当するものにおいては、当該サービスをご提供することはできませんので、ご了承ください。

## 第 3 条 料金関連事項

### 【サービスの提供期間について】

2026 年 5 月 1 日から 2027 年 4 月 30 日までの 1 年間を対象期間と定めます。

### 【料金体系】（※すべて税込金額）

登録料(一括払い) : 330,000 円

### 【契約のキャンセル・クーリングオフについて】

本サービスは、登録後のキャンセルはできません。本サービスは、契約主体が法人・個人であることを問わず、事業者間取引に該当し、クーリングオフの適用対象外となります（特定商取引に関する法律第26条）。

### 【支払方法について】

登録料のお支払い方法は以下の通りとなります。

#### 銀行振込（お支払金額：330,000円(税込)）

支払期日：原則、直近の1日・5日・10日・15日・20日・25日・30日・末日

-----  
【振込先】住信SBIネット銀行 法人第一支店 普通口座 2766624  
ラフメイカーカブシキガイシャ  
-----

2. 乙は、上記金額を、請求書に定める期日までに支払うものとします。この場合における振込手数料は、乙の負担とします。
3. 甲に事前に相談もなく、乙が利用料金の支払を遅滞した場合、年3%の割合による遅延損害金を甲に支払うものとします。

### 【会費の払い戻し・中途解約】

登録料の払い戻しは一切行うことができません。また、中途解約も受け付けておりませんので、予めご了承ください。

### 【契約の更新について】

本契約は、期間の満了をもって契約終了となります。乙が契約の更新をご希望の場合は、再度甲までご意向の連絡をお願いいたします。

### 【紹介制度】

乙が甲の提供するサービスにおけるクライアント様となり得る方を甲にご紹介いただき、W light・Wを対象としたサービスの成約1件につき、登録料（税込）の10%を紹介料として、お支払いします。

※お支払いは、新規登録者の登録料のお支払い完了月の翌月末に請求書をご発行いただき、翌々月末にお支払いします。

※紹介制度はあくまで本契約期間内にいただいたご紹介のみに適用します。ただし、契約期間内にクライアント様の締結・入金のご完了の必要はございません。

※新規登録者の登録料のお支払いが完了しない限り、ご紹介料をお支払いする事ができま

せんので、予めご了承ください。

※免税事業者(インボイス発行事業者ではない)の場合は、税抜きでご請求書の発行をお願いします。

### 【甲の本契約における提供義務】

甲は、乙の商材のマーケティングコンサルを行います。原則、回数に制限はございませんが、登録事業のアカウントのみサービスコンサルを行うこととします。

甲は、乙に対して、本契約に基づき、乙の商材の見込み顧客やビジネスパートナーを紹介する義務を負います。

甲の乙に対する上記義務の具体的内容は、担当スタッフとのオンラインミーティングを隔月で行います。

また、甲が主催する下記イベントに乙を招待し、マッチングの機会を提供します。

### 【サービス内容について】

#### 1. コンサルティング

##### (マーケティングコンサルティングについて)

コンサルティングに関しては、原則、コンサルティングの担当者が行います。原則、回数制限はございませんがセミナーの開催などは行いません。あくまでも個別案件におけるコンサルティングを条件とします。随時、マッチングなどを担当する営業担当者経由でコンサルティングをお申込みください。

##### (マッチングシートについて)

本サービスにご契約後、マーケティングコンサルティングののち、マッチングシートの作成を行います。マッチングシートとは甲から乙に対する紹介の指針となるシートです。そのシートを初回コンサルティング後に甲が作成させて頂き、その内容を乙にご確認いただき、完成させます。次にそのマッチングシートに基づき、甲から乙に対して、見込み客やパートナー企業のご紹介を進めます。

※マッチングシート作成には1～2週間の期間を要するものとします。

##### (セールスシートについて)

セールスシート(商談資料)がない場合は、作成を推奨しており、作成のサポートをしています。ページネーションの作成は無料、完成品の納品をご希望の場合は、別途55,000円(税込)頂戴いたします。

※セールスシートの作成には1～2週間の期間を要するものとします。

#### 2. マッチング

#### (マッチングミーティングについて)

マッチングミーティングとは、甲の担当スタッフと乙が、年6回(隔月1回)行う見込客やパートナーを紹介する目的のミーティングのことを言います。

※原則、遅刻などは厳禁でお願いします。ミーティング時間は30分を原則とし、Zoomで行います。

※Zoomが不可の場合に限り、Messenger通話や電話連絡も対応いたしますので、お申し出ください。

※ミーティングの対応時間については、原則、平日の営業時間(第1条規定【営業時間】)に記載の時間内で行うものとします。

また、ミーティング予定日より換算して、3営業日以内のキャンセルは当該月分のミーティングの権利を失効いたしますので、予めご了承ください。

#### (マッチングについて)

甲が上記のマッチングミーティング時にご紹介先候補の企業を提示し、乙に確認後、乙にご紹介先企業をお繋ぎします。

乙がセールシート(商談資料)を一から作成するとなった場合、原則資料完成後にマッチングをスタートいたします。ご了承ください。

※マッチングに関するご質問などは随時お受付いたしておりますので、お気軽に申しつけください。

#### (マッチングの方法と流れについて)

マッチングの方法については、ご紹介先企業担当者様と乙を、原則ライングループにてマッチングを行います。スレッド作成は甲が行い、マッチングシートに沿った簡単な事業紹介文面を添えます。その後は、お二方で日程調整をお願いします。

#### (マッチングの意図について)

甲が提供するマッチング機会は、乙はターゲットやパートナー獲得のために事業プレゼンの機会として有効活用して頂き、また一方的な営業ではなく、双方の人脈拡大に率先して協力をお願いいたします。

#### (マッチング後の対応について)

(1)双方の事業内容に傾聴することを前提とします。

※一方的なお打ち合わせは一切禁止とします。

(2)マッチンググループ作成後は、迅速に対応して頂きます。

(3) マッチンググループは、情報共有の為、甲の社員を含むものとします。

(4) マッチング後の会員様同士のお打ち合わせに、日程変更した際には依頼した側から必ず再度日程調整のご連絡をお願いします。

万が一、マッチンググループ内において、当日連絡もなくお打ち合わせに出られなかった場合、1回目発覚時、甲から注意喚起・2回目発覚時は甲の担当者と面談の上嚴重注意させていただきます。

3回目以降は、発覚した時点で、下記ペナルティの対応とします。

[ペナルティ]

A) 1ヶ月間のマッチング提供停止

B) 1ヶ月間のイベント参加不可

(マッチング結果の報告について)

甲による乙へのマッチングの精度を高めるため、原則全てのマッチングに対して、乙は隔月のマッチングミーティング時に面談報告を行うものとします。

(利益不開示について)

甲からのマッチングにて成約したにも関わらず、乙から甲にその旨報告がない場合、もしくは甲からの確認に対して乙が正確にご返答をされない、または虚偽の報告をしたことが発覚した場合は、不正とみなし、サービスの利用を停止します。

### 3. イベント

(イベント案内)

甲は、サービス提供の一環として、乙にイベントのご案内を送信します。乙の商材や地域に関係なく届く可能性があります、予めご了承ください。

(肖像権の取り扱いについて)

甲は、乙の営業代行の為に、ニュースルームや Facebook グループページに、イベント時の写真を掲載する可能性がございます。万が一、撮影・掲載不可の場合は、第一回目マッチング MTG 時にお申し出ください。

(ビジネスサミット ※通称：ビジサミ)

甲が定期開催するプレゼン形式のオンラインイベントです。会員様同士が見込み客やパートナーをご紹介し合う、ビジネス直結型のイベントですので、原則月1回の参加必須でお願いしております。

(えんじん)

甲が定期開催するオフラインイベントです。上記のビジサミと同様、ビジネスマッチングを目的としており、普段のビジネス環境では発展しない新たな事業展開への人脈を広げる機会となります。

非会員の方も参加可能なイベントですので、ぜひ、お誘い合わせの上、ご参加ください。

### (コラボイベント)

甲だけでなく、外部の自社で主催している企業様と共同で行うイベントです。甲の会員様以外の人脈にもアプローチすることができるため、多くの繋がりを持てる機会となっております。

非会員の方も参加可能なイベントですので、ぜひ、お誘い合わせの上、ご参加ください。

### ※イベント紹介割引制度

乙がゲスト様をえんじんにご招待いただくと、イベント参加費用からゲスト一人招待につき3,000円(税込)の割引をさせていただきます。

(ただし、ゲスト様がえんじんに参加されたことを確認した場合のみとします。)

ゲスト様も3,000円(税込)割引の参加費用になります。

なお、紹介割引制度は、甲が定期開催するえんじんのみに適用されます。他社とのコラボイベントでは適用しません。

### 【キャンセルポリシー】

#### ▷えんじん

キャンセルのお申し出は、えんじん開催2週間前の18時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料[会費100%]発生いたします。

#### ▷コラボ

キャンセルのお申し出は、コラボ開催1週間前の18時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料[会費100%]発生いたします。

#### ▷ビジサミ

キャンセルのお申し出は、ビジサミ開催1週間前の18時までとなります。それ以降のお申し出は、キャンセル料[1,000円]発生いたします。

### 【キャンセル料のお支払いについて】

キャンセル料のお支払いは、キャンセル日より3営業日以内となります。

## 第5条 重要事項に係る変更通知義務

甲および乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその旨を通知するとともに、関係諸官庁への届出及び申請等も遅滞なく処理しなければならない。

- (1) 法人の名称又は商号の変更
- (2) 代表者の変更
- (3) 本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更
- (4) 組織、資本構成の変更（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、議決権の3分の1以上の株式の変動）
- (5) その他経営に重大な影響を及ぼす事項があるとき

## 第6条 秘密保持

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても第三者に漏洩してはなりません。本契約に関して本契約の終了後も、甲のクライアント内、若しくは関係者等に本契約内容を開示または漏洩してはなりません。契約違反が発覚し、甲が損害を被った場合は、相応の被害額に加え、以降の事業の売上に影響をきたす可能性がある範囲を協議し、相応の損害賠償を乙に請求するものとします。

## 第7条 期限の利益の喪失

甲または乙において次の各号の一に該当したときは、当該当事者は相手方からの何らの通知催告を要せず、本契約により相手方に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失します。

- 一. 本契約または個別契約の条項に違反したとき
- 一. 破産、会社更生、民事再生の手続開始の申立てをなし、または第三者からこれらの申立てがなされたとき
- 一. 自らの債務不履行により、差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受けたとき
- 一. 解散、合併、会社分割または事業の全部または一部の譲渡を決議したとき
- 一. 財産状態が悪化し、または悪化するおそれがあると認められる相当の事由があるとき

## 第8条 暴排条項

1. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当することが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。

- (1) 暴力団または暴力団員

- (2) 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (3) 暴力団または暴力団員が経営を支配し、または経営に実質的に関与している者
- (4) 暴力団または暴力団員と密接な関係（資金提供、利益供与及び密接交際を含む）を有する者
- (5) 及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 本契約の一方当事者が以下各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合、相手方当事者は何らの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができます。

- (1) 暴力的要求行為（暴力団対策法第9条各号に定める行為をいう。）
- (2) 暴行・脅迫・強要・業務妨害行為、及びその他の違法行為
- (3) 前号のほか、不当な要求行為

3. 前各項の規定に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により生ずる損害について、相手方当事者に対し賠償の責めを負いません。

## 第9条 契約解除

本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて履行を催告したにもかかわらず、履行しないときは契約を解除できるものとします。

## 第10条 不可抗力免責

天災地変、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、原材料・運賃の高騰、為替の大幅な変動その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負いません。

## 第11条 合意管轄

本契約上の紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

本契約締結の証として、本書を電磁的に作成し、双方にて署名捺印又はこれに代わる電磁的处理を施し、双方保管するものとします。